行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	職員団体の規約の認証
根拠沒	去令及び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和 53 年法 律第80号)第5条、第6条
所 管	部 課 名	公平委員会
	関係法令等及 び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則(昭和 53年自治省令第21号)第2条
審		職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条、第6 条及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規 則第2条に定めるところによる。
查		
基	基準	
準		
	設定年月日	平成13年9月21日 最終変更年月日
標準処理期	標準処理期間	総日数 30 日程度 (注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 30日
間	設定年月日	平成13年9月21日 最終変更年月日
備	考	